

特 集

高等学校改訂学習指導要領の特色と
教育指導改善の課題

国立教育政策研究所初等中等教育研究部長 工 藤 文 三

1. 改訂の背景

高等学校学習指導要領が平成21年に改訂され、平成22年度から総則等の先行実施、平成24年度から数学、理科の先行実施、平成25年度から学年進行で実施に移されることとなった。今回の改訂の背景については次の特色を挙げることができる。

ア 教育基本法、学校教育法等の関係法規の改正を受けた改訂

改正教育基本法については、例えば、第2条に掲げられた教育の目標の各項目は、学習指導要領の各所に関連する事項として具体化されている。学校教育法第30条2項に示された配慮事項は、学習指導要領が目指す学力観として総則に明記された。

イ 国際比較も含めた諸調査の結果を踏まえた改訂

現行学習指導要領が告示されて以降、教育課程実施状況調査やPISA2003、2006等生徒の学習状況や意識にかかわる諸調査が行われ、改訂の方向に影響を与えたことであ

る。例えば、改訂で充実が求められている言語活動や学習習慣の確立は、これらの調査結果の影響と推測することができる。

ウ 学力への高い関心の中での改訂

平成10年頃から社会の関心を集めた学力問題は、その後平成14年の「学びのすすめ」のアピールやスーパーサイエンスハイスクール制度等の開始、平成15年の学習指導要領の一部改正などとして対応されてきた。今回の改訂では、小中学校では授業時数の増加や平成10年改訂で“厳選”された内容の復活などが行われた。また、小中学校では平成19年度から全国学力・学習状況調査が実施されている。

エ 義務教育改革の動きの中での改訂

平成17年には義務教育の構造改革に関する中教審答申が出され、上記の学力調査の実施などの施策の方向性が出された。又、改正学校教育法の第21条では、これまで小中学校ごとに示されていた目標を義務教育の目標としてまとめて示した。

オ 中高一貫教育や高大接続の取り組みなどの動きの中での改訂

平成10年の法改正により中高一貫教育校が制度化され、平成21年4月には約370校が設置される状況となっており、一方、高大接続については、それぞれの地域で多様な取り組みが実施されている。

カ 生徒数の減少と高校改革の中での改訂

高校に在籍する生徒数は地域による違いはあるものの減少傾向にあり、全国で学科や課程の特色を生かした高校改革及び配置編成が進められている。平成に入る頃から開始された高校教育改革の中での改訂といえる。

このように見てくると、「生きる力」の育成や教育内容の「厳選」を掲げて行われた平成10、11年の学習指導要領改訂時とは異なった状況の中で見直しが進められたことが分かる。

2. 学力観、学習指導観

学習指導要領の改訂といった場合、各教科の科目構成や履修方法が話題になることが多いが、まず最初に確認しておく必要があるのは、新学習指導要領が目指す学力観や学習指導観である。学力観については、現行学習指導要領は生きる力の理念の下、「自ら学び、自ら考える力」の育成と基礎的・

基本的な内容の定着を掲げていた。改訂によって、生きる力の理念に変更はないが、目指す学力として基礎的・基本的な知識・技能、思考力、判断力、表現力、並びに主体的な学習態度の三つを掲げた。現行と比較して、「自ら学び、自ら考える力」といった生徒の主体性を重視する学力の捉え方が見直され、知識・技能、思考力・判断力・表現力といったように、学力の内容がより具体的に示されたことが特色である。

これまでの学習指導について、中教審答申（平成20年1月）では「子どもの自主性を尊重する余り、教師が指導を躊躇する状況があったのではないか」との指摘を挙げている。いわば児童生徒中心主義の学力観、指導よりも児童生徒の主体的な学習を重視する学力観について懸念を表明しているわけである。今回の改訂では、このような学力観に偏らないよう、これまでの「自ら学び、自ら考える力」というねらいを掲げず、知識・技能等のように学力内容をより具体的に掲げたものと思われる。

一方、学習指導観については、基礎的・基本的な知識・技能の活用を挙げたことが特色である。活用を基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等をつなぐ活動として位置づけ、学力のバランスをとろうとして

いることがうかがえる。活用とは、知識や技能を生活や学習の中で実際に用いることができることを指している。また、そのような学習指導を重視しているわけである。

さらに、言語活動を重視したことも今回の改訂の大きな特色である。言語活動とはどのような活動かという点について、全体を定義する説明は見当たらないが、各教科等の特性に応じて、記録、要約、解釈、説明、論述、討論、批評、発表などの活動が示されている。言語活動を重視した背景には、PISA2003・2006で課題として明らかになった読解力を高めることがあると推測される。

各学校で教育課程を編成する際には、これらの学力観、学習指導観を各教科・科目等の指導計画に具体化していく作業が行われる。

3. 各教科等の構成と履修方法について

まず、各学科共通の教科等の構成及び専門学科における教科の構成はそれぞれ10、13となっており従前と変更はない。総合的な学習の時間については、これまでは総則に記されていたが、改訂によって独立した章として位置付けられ、標準単位数が示されることとなった。なお、従前は「普通教育」と「専門教育」との区分であった

ものが、「各学科に共通する各教科・科目」と「主として専門学科において開設される各教科・科目」として整理されている。

各教科を構成する科目数については、国語、地理歴史、公民、保健体育、芸術、家庭は従前と変更はなく、数学と理科、情報は科目の数が1減少している。外国語は1科目増加している。科目構成については、国語、数学、理科、外国語、家庭、情報において内容の再構成が行われ、科目構成に変化が見られる。数学の「数学活用」、理科の「課題研究」はそれぞれ数学を身近な事象等で活用する学習、探究的活動の充実を趣旨とした科目といえる。

履修方法については、従前とは異なる考え方が見られる。平成10年の教育課程審議会答申では、標準単位数の設定について、「国の基準上、履修すべき単位の総数が縮減できるように、各教科において必修となる科目として、可能な限り小さい単位数の科目を設けるという考え方」がとられた。さらに、「必修教科・科目の具体的な設定に当たっては、生徒の実態に応じた一層適切な教育課程が編成できるよう、必修科目は、新たに設ける科目及び同一教科の中の他の基礎的な又は複数の科目から選択的に履修できるようにする」とされた。これらのことが

ら、保健体育以外は複数科目から選択して履修させる方法がとられ、必修科目の合計単位数は平成元年の普通科最低38単位から31単位に引き下げられた。

今回の改訂では、必修科目について「高校生に必要最低限な知識・技能と教養の幅を確保するという必修科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅の拡大（多様性）とのバランスを図る必要がある」とした。国語、数学、外国語については、従前の選択履修ではなく、それぞれ必修科目が指定された。ただ、これら3教科の必修科目は標準単位を減じて履修させることができるとしている。一方、これら3つの必修科目の単位数を減じた場合の最低単位数は従前と同じ31単位となっている。

4. 各教科・科目等の授業時数

授業時数については、学習指導要領で年間の授業週数と一週当たりの授業時数を定めている。各教科・科目及びホームルーム活動の年間授業週数については、従前と同様35週を標準としている。必要がある場合には、特定の学期や期間に行うことが従前から示されていたが、今回の改訂で特定の期間の例として、夏季、冬季、学年末等の休業日に授業日を設定する場合が示さ

れた。また、週当たり授業時数は従前と同様30単位時間を標準とするとされたが、改訂によって増加することが可能とされた。

さらに、10分間程度の短い時間の運用に関する規定が、中学校と同様示された。学習指導要領の解説では、「計算や漢字、英単語等の反復学習」が例示されており、これらの学習が教科・科目の内容として位置付けられ、責任を持った体制が整っている場合に、当該教科・科目の授業時数に算入できることを示している。ホームルーム担任等当該教科の担当者が直接指導しない場合が想定されるため、指導計画への位置付けや評価方法等について責任ある体制が前提になる。

5. 教育内容の改善

今回の改訂の一つの特色は、教育基本法等の改正を受けて、各教科・科目等の特性に応じて、教育内容の改善が図られていることである。以下に挙げる事項は、各教科・科目等の指導内容に具体化されており、全体としてその目標を実現する仕組みとなっている。

まず第1に上記に示したように言語活動の充実が挙げられる。中教審答申では、「事象の差異点や共通点をとらえて記録・報告」「比較や分類、関連付けといった考えるための技法、帰納的な考え方や演繹的な考え方などを

活用して説明する」「仮説を立てて観察・実験を行い、その結果を評価し、まとめて表現する」などの例が示されている。これらは指導方法や学習の工夫として実施される事項であり、今後は各教科・科目等の授業構成の在り方として検討していく必要がある。

第2に、理数教育の充実である。理数教育の充実については、国際的な通用性を重視したとされ、新しい科学的知見への対応、統計に関する内容の必修化、「数学活用」「科学と人間生活」「課題研究」の新設などが挙げられる。

第3に、伝統や文化に関する教育の充実である。文化や宗教に関する学習の充実、武道や伝統音楽等に内容が従前と比べて充実されている。

その他、道德教育について、小中学校と同様、全体計画の作成を規定したことや、外国語では標準的な単語数を増加している。

6. 義務教育の学習内容の定着を図る取り組み

指導計画の作成に当たっての配慮事項として注目されるのは、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫を求めたことである。学習指導要領の総則には三つの例示がなされている。一つは、各教科・科目の指導に当たって、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設

けることである。例えば、診断的な評価の結果を踏まえて、補充的な学習を行うことがこの例に当たる。第二は、当該科目の単位数を標準単位数を超えて確保し、義務教育の内容の確実な定着を図るようにする。第三に、必修教科・科目を履修させる前に、義務教育の内容の定着を目指す学校設定科目等を履修させる工夫である。

これらの中で第一の取り組みは既に実施している学校も予想される。第二、第三の取り組みについても、従来から実施可能であったと考えられるが、今回総則でこのように例示されたことの意義は大きい。いずれにしても義務教育と高校教育の円滑な接続を重視していることが分かる。

7. 新教育課程の実施に向けて

以上見てきたように、今回の改訂は、平成11年改訂と比較すると、多くの特色を持っていることが分かる。特に改訂の度に主張されてきた指導内容の精選といった言葉は使用されず、知識・技能の活用、言語活動、理数教育の充実、道德教育の充実等のように、目標とする学力や指導の重点をより具体的に示したことが特色である。また、履修システムとして共通必修科目が指定されていることから分かるように、選択幅の拡大の流れから、共通性を重視した流れを強めていること

が分かる。

一般に高等学校教育の授業構成の特色を小中学校と比較すると、目標とする資質や能力の設定が必ずしも明確に区分されていない場合が多い。指導計画でいえば、知識・理解や思考・判断、技能・表現などのように目標が必ずしも分析的に設定されず、ともすれば知識・理解中心となりがちなことである。このことは、観点別評価の考え方が十分には浸透しないことと裏腹の関係にある。このように目標設定が分析的でないと、授業構成はともすれば指導内容を順次展開していくことにのみ重点がおかれがちとなる。また、授業を問題解決的に構成したり、発問を工夫したりという多様な指導方法への

要請も求められなくなる。

今回の改訂では、求める学力の要素を基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等として示したが、これらの目標を授業構成に具体化していくためには、上述したような授業構成の改善と見直しが必要と考える。また、知識・技能の活用や言語活動の充実も、多様な指導方法の工夫開発を求めるものであり、この点についても授業構成の再検討が必要と考える。平成25年度の実施に向けた移行期間を通じて、改訂の趣旨と同時に、高等学校における授業構成や教育評価の在り方について、再度検討していくことが必要と考える。